# 大規模な土地取引には届け出が必要です

土地は限られた資源であり、地域全体の住みやすさや自然環境との調和などを考えて、適正に 利用することが大切です。

そのため、国土利用計画法では、乱開発や無秩序な土地利用を防止するために、一定面積以上 の土地の取り引きをしたときは、知事に届け出なければならないことになっています。

# 一定面積以上の土地について、 売買などの取り引きをした場合は届け出が必要です

### - 【取り引きの形態】 -

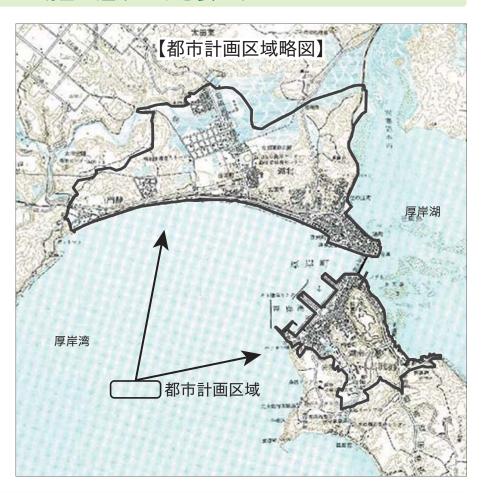
- ●売買 ●交換 ●営業譲渡
- ●譲渡担保 ●代物弁済
- ●現物出資 ●共有持分の譲渡
- ●地上権・賃借権の設定・譲渡
- ●予約完結権・買戻権等の譲渡
- ●信託受益権の譲渡
- ●地位譲渡
- ●第三者のためにする契約
- ※これらの取り引きの予約である場合も届け出が必要です

### -【町内の届け出が必要な土地】-

●都市計画区域 5,000㎡以上

湾月、有明、梅香、松葉若竹、奔渡、港町、真栄 住の江、山の手、宮園、 白浜、門静(一部除く)、 光栄(一部除く)、太田(一部)

●その他の区域 10,000㎡以上 都市計画区域以外は『その他 の区域』になります



# 届け出は契約の日から2週間以内に

土地取引に係る契約(予約を含む)をしたときは、権利取得者(売買の場合であれば買主)は、契約を結んだ日を含めて2週間以内に総合政策課政策調整係へ届け出てください。届出書は、町ホームページからダウンロードできるほか、届出窓口で配布します。

# 届け出をしないと法律で罰せられます

土地取引に係る契約(予約を含む)をした日を含めて2週間以内に届け出をしなかったり、偽りの届け出をすると、6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

●問い合わせ/総合政策課政策調整係